

情報商材の契約トラブルにご注意下さい!



キャッチキャット
ツメをかくして
ゴロニャンと優しく
近づいてくる

情報商材の契約トラブルって?

情報商材とは、情報の内容自体が商品となっているものであり、主にインターネットの通信販売を通じてPDFファイルのダウンロードや冊子、DVDの送付などの方法により提供されます。

自宅でパソコンを使って簡単に稼げる!
1日でなんと最大
10万円!
方法はコチラ!

自宅で! 副業してお金ためよう



図解入り作業マニュアル
(PDFファイル100P)… ¥100,000
(返金保証あり)

ダウンロード

ポチッ

えっ! 仕事に必要な情報商材が10万…? まあ1日分の稼ぎで取り戻せるし、保証があるなら…



1 2 3 4

結局どうやったらいいんだ?

中のデータを確認したけど、どこにも仕事の流れや方法が書いてない…!



簡単に稼げないので、返金保証をうけたいのですが…



努力が足りないだけで、返金の条件を満たしていません!

情報商材の契約トラブルにあわないために

- ◆情報商材は、**事前に内容を確認できないため**、事業者のうたい文句だけが判断材料となり、トラブルが起きやすいです。
「誰でもできる」「儲かる」などの言葉を安易に信用せず、まずは作業内容を確認し、よく考えて契約しましょう。
- ◆「**全額返金保証!**」とうたうサイトがありますが、条件を満たしていないなどと理由を付けて**返金を拒むケースが多い**ので、注意しましょう。



買うまでデータの
中身が分からない

もうけ話を簡単に信用しない!



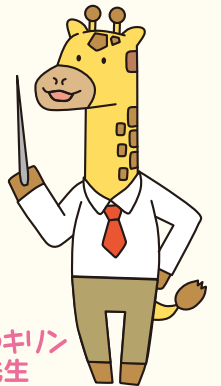
消費者トラブルは、ひとりで悩まず、まず相談

※相談は、福岡市内に在住または在勤、在学の個人の消費者の方に限ります。

福岡市消費生活センター相談コーナー

相談専用電話 **092-781-0999**

これっキリン先生



受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く): 9時～17時
第2・4土曜日: 10時～16時(電話相談のみ)

消費者ホットライン **☎188(いやや)**

※お近くの消費生活センターなどの相談窓口につながります。